

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	川口市 固定資産税、都市計画税の課税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
川口市は、固定資産税、都市計画税の課税に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	固定資産税、都市計画税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名
埼玉県川口市長

公表日
令和7年12月26日

[令和6年10月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税、都市計画税の課税に関する事務
②事務の内容	<p><b>【事務全体の概要】</b></p> <p>1. 地方税法、その他の地方税に関する法令、条例等に基づき、固定資産について評価し、又は評価された結果を基に、固定資産税及び都市計画税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正を行い、所有者または通知すべき者(納税義務者)に納税通知書を送付する。</p> <p>2. 評価、課税の内容を基に名寄帳等の発行、統計処理等を行う。</p> <p>3. 減免等の申告に基づいてこれらを審査し適正に対応する。</p> <p>4. 法務局からの通知により物件情報、所有者情報等を把握しその情報を管理する。</p> <p><b>【特定個人情報ファイルを使用する事務】</b></p> <p>1. 納税通知書の発送に係る住所等の把握事務。</p> <p>2. 減免等の申請時に伴う本人確認。</p>
③対象人数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満     3) 1万人以上10万人未満     2) 1,000人以上1万人未満     4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	<p>1. 課税計算機能 ・評価額を基に、各種特例、軽減等を適用させ、課税標準額、税額等を算出し納税通知書を作成する機能 ・年度ごとに土地・家屋の物件を管理し、路線価格から評価額、課税標準額、税額を特例、軽減などを加味して算出し、その結果を名寄せし納税通知書を作成する機能</p> <p>2. 更正機能 課税したものについて更正が生じた場合に、データを修正し、新たに課税計算を行う機能</p> <p>3. 帳票出力機能 納税通知書、更正決定通知書、償却資産申告書、さらには名寄帳、課税明細等の各種帳票類を出力する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 収納管理システム )</p>
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能</p> <p>2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能</p> <p>3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能</p> <p>4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能</p> <p>5. 運用管理機能</p>

③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム
	[ ○ ] その他 ( 各基幹系業務システム )	
<b>システム3</b>		
①システムの名称	住登外管理システム	
②システムの機能	1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能	
	2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を、共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能	
	3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能	
	4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能	
	5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[ ] その他 ( )	
<b>システム4</b>		
①システムの名称	eLTAXシステム	
②システムの機能	1. 申告機能 ・固定資産税(償却資産)の申告を、書面によらずインターネットを通じて手続きができる機能 ・eLTAXシステムで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、eLTAXシステムで受領する機能	
	2. 審査機能 申告内容の審査と管理をする機能	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[ ] その他 ( )	

システム5	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</p> <p>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能</p> <p>8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能</p> <p>9. 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能</p> <p>10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 証明書コンビニ交付システム、中間サーバ )</p>

### 3. 特定個人情報ファイル名

- (1)固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイル
- (2)土地課税台帳ファイル
- (3)家屋課税台帳ファイル
- (4)固定資産税(償却資産)課税ファイル

### 4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第24項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
--------	---

### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[      実施しない      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	

### 6. 評価実施機関における担当部署

①部署	川口市 理財部 固定資産税課
②所属長の役職名	固定資産税課長

### 7. 他の評価実施機関

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	番号法により個人番号が付番される時点に川口市内に固定資産を所有している人及び、それ以降に川口市内の固定資産を取得した人。	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> </ul> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号：納稅義務者を正確に特定するため。</li> <li>・その他識別情報：納稅義務者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報：納稅義務者を正確に特定するため。</li> <li>・連絡先：本人への連絡などに使用するため。</li> <li>・その他住民票関係情報：課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。</li> <li>・地方税関係情報：固定資産税の公平かつ適正な課税を行うため。</li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	固定資産税課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <span style="color:red;">※</span>		[ <input checked="" type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input checked="" type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ・ 生活福祉1課・2課 ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
②入手方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワーク )
③使用目的 <span style="color:red;">※</span>		個人情報を効率的に検索、管理し、固定資産税の公平・公正な賦課業務を行うため。 (個人の特定を正確に行うことや、生活保護の受給状況を把握することに使用)
④使用の主体	使用部署	固定資産税課
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> ] 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		入手した個人番号と固定資産税等課税情報を紐付けて、納税義務者の住所移転情報を適正に把握すると共に、減免申請時には必要に応じて生活保護情報を照会する。
⑥情報の突合		申請、または調査により取得した個人番号と紐付いた宛名番号を固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイルの個人情報と突合し、対象者を正確に把握する。
⑦使用開始日		平成28年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b>	税情報管理システム保守業務	
①委託内容	市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ] ( 1 ) 件
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	保守及びリース物件の搬入・現地調整等の委託。
<b>委託事項2</b>	税総合システム共通保守業務委託	
①委託内容	税総合システムの運用支援業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ] ( 1 ) 件
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成支援及び処理前の事前検証等の作業支援。

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件	[ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;川口市における措置&gt; 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li><li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li></ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
--------	--

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイル

#### 宛名情報

団体内宛名、個人番号、宛名番号

#### 共有持分

自治体コード、共有員個人番号、共有構成番号、部屋番号等、共有区分、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、持分分子、持分分母、非課税区分、端数支払いフラグ、個送付区分、共有員共有構成番号、共有員共有区分、共有員履歴番号、登記事由、登記年月日、異動事由コード、異動年月日、閉鎖年月日、備考

#### 賦課情報

自治体コード、義務者個人番号、対象年度、賦課年度、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、期割区分、期数、課税区分所有、課税区分区分、共有代表者個人番号、固定土地課標、固定家屋課標、固定償却課標、都市土地課標、都市土地減額措置課標、都市家屋課標、固定土地軽減課標、固定家屋新築軽減課標、固定家屋一般軽減課標、固定合計軽減課標、都市土地軽減課標、都市家屋軽減課標、都市合計軽減課標、固定土地差引課標、固定家屋差引課標、固定償却差引課標、固定合計差引課標、都市土地差引課標、都市家屋差引課標、都市合計差引課標、固定算出税額、都市算出税額、固定土地軽減税額、固定家屋新築軽減税額、固定家屋一般軽減税額、固定合計軽減税額、都市土地軽減税額、都市土地減額措置内軽減税額、都市家屋軽減税額、都市合計軽減税額、固定合計猶予税額、都市合計猶予税額、固定土地新築軽減税額、都市土地新築軽減税額、固定免除税額、都市免除税額、共用土地固定全体課標、共用土地都市全体課標、共用土地固定持分税額、共用土地持分税額、固定差引年税額、都市差引年税額、固定共有税額、都市共有税額、固定土地减免税額、固定家屋减免税額、固定償却减免税額、固定合計减免税額、都市土地减免税額、都市家屋减免税額、都市合計减免税額、固定年税額、都市年税額、合計年税額、期割1期納期限、期割1期税額、期割2期納期限、期割2期税額、期割3期納期限、期割3期税額、期割4期納期限、期割4期税額、期割5期納期限、期割5期税額、期割6期納期限、期割6期税額、期割7期納期限、期割7期税額、期割8期納期限、期割8期税額、期割9期納期限、期割9期税額、期割10期納期限、期割10期税額、期割11期納期限、期割11期税額、期割12期納期限、期割12期税額、隨時納期限、隨時期割税額、隨時2納期限、隨時2期割税額、隨時3納期限、隨時3期割税額、合計猶予年税額、前納報奨金、前納差引納付額、過年度税額合計、固定土地免税点、固定家屋免税点、固定償却免税点、都市土地免税点、都市家屋免税点、支払区分、通知書番号、更正番号、更正固定異動事由、更正年月日、国保用税額、一般共有固定税額、一般共有都市税額、見なし義務者個人番号、土地所有者数、家屋所有者数、課税分土地筆数、非課税分土地筆数、合計土地筆数、課税分家屋筆数、非課税分家屋筆数、合計家屋筆数、合計課税分土地地積、合計非課税分土地地積、合計課税分家屋地積、合計非課税分家屋地積、土地評価額、家屋評価額、償却評価額、償却決定価格、償却帳簿価格、共用土地固定按分課標、共用土地都市按分課標、固定土地共有分課標、固定家屋共有分課標、固定償却共有分課標、都市土地共有分課標、都市家屋共有分課標、固土共有分未満課標、国家共有分未満課標、固償共有分未満課標、都土共有分未満課標、都家共有分未満課標、再計算フラグ、更正フラグ、印刷フラグ、デハックフラグ、区分所有物件保持者フラグ、強制更正対象者フラグ、固定土地軽減対象課標、都市土地軽減対象課標、固定家屋軽減対象課標、都市家屋軽減対象課標、更正メモ

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 土地課税台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	番号法により個人番号が付番される時点に川口市内の土地を所有している人及び、それ以降に川口市内の土地を取得した人。	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号：納稅義務者を正確に特定するため。</li> <li>・その他識別情報：納稅義務者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報：納稅義務者を正確に特定するため。</li> <li>・地方税関係情報：固定資産税の公平かつ適正な課税を行うため。</li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	固定資産税課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) [ ]行政機関・独立行政法人等 ( ) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) [ ]民間事業者 ( ) [ ]その他 ( )
②入手方法		[○]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [○]府内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [○]その他 ( 住民基本台帳ネットワーク )
③使用目的 ※		個人情報を効率的に検索、管理し、固定資産税の公平・公正な賦課業務を行うため。
④使用の主体	使用部署	固定資産税課
	使用者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		入手した個人番号と土地課税台帳を紐付けることにより、土地所有者の住所移転情報を適正に把握すると共に、名寄せ作業に使用する。
情報の突合		申請、または調査により取得した個人番号と紐付いた宛名番号を土地課税台帳ファイルの個人情報と突合し、対象者を正確に把握する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[ ] 委託する [ ] <選択肢> ( 2 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		税情報管理システム保守業務
①委託内容		市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理
②委託先における取扱者数		[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
再委託	③委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社
	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	保守及びリース物件の搬入・現地調整等の委託。

<b>委託事項2</b>		税総合システム共通保守業務委託
①委託内容		税総合システムの運用支援業務
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]                <input type="checkbox"/> 1) 10人未満  <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満  <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満                <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満  <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満  <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上         </p>
③委託先名		株式会社日立システムズ 関東甲信越支社
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]                <input type="checkbox"/> 1) 再委託する    <input type="checkbox"/> 2) 再委託しない         </p>
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成支援及び処理前の事前検証等の作業支援。
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無		<p>[ ] 提供を行っている ( ) 件    [ ] 移転を行っている ( ) 件</p> <p><input checked="" type="radio"/> 行っていない</p>
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 <b>※</b>		<p>&lt;川口市における措置&gt; 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
<b>7. 備考</b>		

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (2) 土地課税台帳ファイル

#### 土地登記

自治体コード、土地物件番号、登記履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、sortkey、所在地番1、所在地番2、所在地番3、所在地番5、所在地番6、所在地番7、所在地番8、所在地番表記コード、地番名漢字、登記名義人個人番号、登記名義人氏名カナ、登記名義人氏名漢字、登記名義人住所、登記名義人共有区分、登記名義人構成番号、登記名義人構成履歴番号、検索用氏名カナ、検索用氏名漢字、納稅義務者個人番号、納稅義務者所有者区分、納稅義務者共有区分、納稅義務者構成番号、納稅義務者構成履歴番号、登記地目コード、登記地積、登記年月日、登記事由、原因年月日、原因事由コード、土地区分コード、沿革情報土地物件番号、沿革情報履歴番号、沿革情報入力フラグ、登記書データ発行番号、登記書データ整理番号、登記書データ受付年月日、登記書データ受付番号、閉鎖年月日、遡及閉鎖年月日、遡及閉鎖フラグ、備考、予備1、予備2、予備3、予備4、予備A、予備B、予備C、予備D、予備E、予備F、仮換地番号、固定用担当者ID、担当者氏名、旧仮換地番号、換地履歴番号

#### 土地一筆

自治体コード、対象年度、土地物件番号、分割番号、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、sortkey、後続土地物件番号、前回土地物件番号、現況地目、現況地積、更地区分、更地地積、画地番号、住宅用地積強制フラグ、住宅用地積、住宅用住宅数、小規模住宅地積、一般住宅地積、非住宅地積、課税地積、非課税地積、非課税事由、非課税年月日、非課税事由コード、都市計画区分コード、市街化コード、造成費高さ、造成費コード、軽減コード1、軽減1開始年度、軽減1終了年度、軽減1対象地積、軽減コード2、軽減2開始年度、軽減2終了年度、軽減2対象地積、減免コード、減免開始年度、減免終了年度、固定減免分子、固定減免分母、都市減免分子、都市減免分母、減免期割分子、減免対象地積、保有税コード、保有税年月日、農地コード、国土調査コード、国土調査地積、国土調査年度、生産緑地コード、猶予関連認定コード、猶予関連農地コード、猶予関連申告年度、猶予関連起年度、猶予関連確認年度、第16条開始年度、第29条開始年度、市街化農地適用年度、評価方法コード、標準地番号、この土地の標準地番号、用途コード、幅員、間口、奥行、形状コード、角地コード、道路補正率、奥行補正率、形状補正率、補正率共通区分1、補正率共通率1、補正率共通区分2、補正率共通率2、補正率共通区分3、補正率共通率3、補正率共通区分4、補正率共通率4、補正率共通区分5、補正率共通率5、合計補正率、最新年度評価額、課標基準年度、基準固定小規模課標、基準固定一般課標、基準固定非住宅個課標、基準都市小規模課標、基準都市一般課標、基準都市非住宅個課標、図面番号、敷地権有りフラグ、区画整理区分、区画整理仮換地指定年月日、区画整理使用収益開始年月日、仮換地番号、従前所在地番1、従前所在地番2、従前所在地番3、従前所在地番5、従前所在地番6、従前所在地番7、従前所在地番8、従前所在地番表記コード、従前地番名漢字、区分所有対象フラグ、区分所有按分率分子、区分所有按分率分母、貸地フラグ、他者義務者個人番号、他者持ち分小数部分、特定共用土地フラグ、特定共用土地居住割合、路線開始年度、比準課標区分、史跡区分、農地転換コード、農地転用年月日、砂防指定地区分、砂防指定地積、農業用施設用地コード、新宅既存宅フラグ、生産緑地制限、接点区分、鉄軌道隣接区分、住居表示地番、宅地比準区分、共用土地小規模戸数、共用土地一般戸数、前年評価額計算フラグ、再計算フラグ、更新フラグ、異動区分バージョンコード、物件異動事由、物件異動年月日、所有者異動事由、所有者異動年月日、住宅用コード、代表所在地番1、代表所在地番2、代表所在地番3、代表所在地番5、代表所在地番6、代表所在地番7、代表所在地番8、代表所在地番表記コード、住宅用地比率、小規模住宅比率、附近地区分、附近地地目区分、附近地番号、附近価格、一般共有番号、登記履歴番号、証明書用備考、複合利用番号、複合利用履歴番号、被災住宅用地フラグ、被災住宅開始年度、被災住宅終了年度、被災代替住宅用地フラグ、被災代替住宅開始年度、被災代替住宅終了年度、災害区分1、災害区分2、災害区分3、影響区分1、影響区分2、影響区分3、災害情報覚え、備考、予備1、予備2、予備3、予備4、予備A、予備B、予備C、予備D、予備E、予備F、移行用所在地番1、移行用所在地番2、移行用所在地番3、移行用所在地番5、移行用所在地番6、移行用所在地番7、移行用所在地番8、移行用所在地番表記コード、形状コード2、生産緑地番号、非課税終了年月日、一時転用終了年月日、旧仮換地番号、旧仮換地地番1、旧仮換地地番2、旧仮換地地番3、旧仮換地地番4、旧仮換地地番5、旧仮換地地番6、旧仮換地地番7、旧仮換地地番表記コード、旧仮換地番名漢字、更正期、遡年度、固定用担当者ID、担当者氏名、間口B、奥行B、間口狭小2、奥行遜減、奥行B、準角加算率、形状補正、無道路地補正率、奥行短小広大地、生産緑地補正、道路開設補正率、一画地不整形補正率、三角表示、三角補正、H12m<sup>2</sup>評点、H9m<sup>2</sup>評点、H6m<sup>2</sup>評点、H3m<sup>2</sup>評点、対象年度のm<sup>2</sup>当り評点、比準固定小規模課標、比準固定一般課標、比準固定非住宅課標、比準都計小規模課標、比準都計一般課標現年、比準都計非住宅課標現年、条例減額制度・小規模・固定、条例減額制度・一般・固定、条例減額制度・非住宅・固定、条例減額制度・小規模・都計、条例減額制度・一般・都計、条例減額制度・非住宅・都計、据え税・小規模、据え税・一般、据え税・非住宅、軽減・固定資産税、軽減・都市計画税、减免・固定資産税、减免・都市計画税、H2m<sup>2</sup>評点、都市計画用途地域、三角、諸補正種類、諸補正率、非課税含最新年度評価額、非課税含小規模含住宅地積、非課税含一般住宅地積、非課税含非住宅地積、付替フラグ、換地履歴番号、造成費コード2、緑地保全フラグ、追加予備1、追加予備2、追加予備3、追加予備4、追加予備5

#### 家屋登記

自治体コード、家屋物件番号、登記履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、sortkey、同棟家屋物件番号、同棟家屋履歴番号、所在地番1、所在地番2、所在地番3、所在地番5、所在地番6、所在地番7、所在地番8、所在地番表記コード、地番名漢字、登記名義人個人番号、登記名義人氏名カナ、登記名義人氏名漢字、登記名義人住所、登記名義人共有区分、登記名義人構成番号、登記名義人部屋番号等、登記名義人構成履歴番号、検索用氏名カナ、検索用氏名漢字、納稅義務者個人番号、納稅義務者所有者区分、納稅義務者共有区分、納稅義務者構成番号、納稅義務者部屋番号等、納稅義務者構成履歴番号、家屋番号、建物番号、建築年月日、計算上の西暦建築年度、滅失年月日、登記用途1、登記用途2、登記用途3、構造登記コード、屋根登記コード、階層地上登記コード、階層地下登記コード、登記1F床面積、登記1F以外床面積、登記床面積、登記年月日、登記事由、登記原因年月日、原因事由コード、符号、所在地番21、所在地番22、所在地番23、所在地番25、所在地番26、所在地番27、所在地番28、所在地番2表記コード、所在地番2地番名漢字、所在地番31、所在地番32、所在地番33、所在地番35、所在地番36、所在地番37、所在地番38、所在地番3表記コード、所在地番3地番名漢字、区分所有按分率分子、区分所有按分率分母、登記入力状況、登記書データ発行番号、登記書データ整理番号、登記書データ受付年月日、登記書データ受付番号、閉鎖年月日、遡及閉鎖年月日、遡及閉鎖フラグ、備考、予備1、予備2、予備3、予備4、予備A、予備B、予備C、予備D、予備E、予備F、調査番号棟番、調査番号構番、調査番号部屋番、表示用同棟家屋物件番号、跨り地番有無フラグ、担当者ID、担当者氏名

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3) 家屋課税台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	番号法により個人番号が付番される時点に川口市内の家屋を所有している人及び、それ以降に川口市内の家屋を取得した人。	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号：納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>・その他識別情報：納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報：納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>・地方税関係情報：固定資産税の公平かつ適正な課税を行うため。</li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	固定資産税課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) [ ]行政機関・独立行政法人等 ( ) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) [ ]民間事業者 ( ) [ ]その他 ( )
②入手方法		[○]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [○]府内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [○]その他 ( 住民基本台帳ネットワーク )
③使用目的 <b>※</b>		個人情報を効率的に検索、管理し、固定資産税の公平・公正な賦課業務を行うため。
④使用の主体	使用部署	固定資産税課
	使用者数	[ ]<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		入手した個人番号と家屋課税台帳を紐付けることにより、家屋所有者の住所移転情報を適正に把握すると共に、名寄せ作業に使用する。
情報の突合		申請、または調査により取得した個人番号と紐付いた宛名番号を固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイルの個人情報と突合し、対象者を正確に把握する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>		[ ]<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件
委託事項1		税情報管理システム保守業務
①委託内容		市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理
②委託先における取扱者数		[ ]<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 関東甲信越支社
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ ]<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
⑥再委託事項		保守及びリース物件の搬入・現地調整等の委託。

<b>委託事項2</b>		税総合システム共通保守業務委託
①委託内容		税総合システムの運用支援業務
②委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]                1) 10人未満            3) 50人以上100人未満            5) 500人以上1,000人未満            2) 10人以上50人未満            4) 100人以上500人未満            6) 1,000人以上         </p>
③委託先名		株式会社日立システムズ 関東甲信越支社
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]                1) 再委託する            2) 再委託しない         </p>
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成支援及び処理前の事前検証等の作業支援。
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無		<p>[ ] 提供を行っている ( ) 件    [ ] 移転を行っている ( ) 件</p> <p>[ ○ ] 行っていない</p>
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 <b>※</b>		<p>&lt;川口市における措置&gt;            生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
<b>7. 備考</b>		

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (3) 家屋課税台帳ファイル

#### 家屋登記

自治体コード、家屋物件番号、登記履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、sortkey、同棟家屋物件番号、同棟家屋履歴番号、所在地番1、所在地番2、所在地番3、所在地番5、所在地番6、所在地番7、所在地番8、所在地番表記コード、地番名漢字、登記名義人個人番号、登記名義人民氏名カナ、登記名義人民氏名漢字、登記名義人住所、登記名義人共有区分、登記名義人構成番号、登記名義人部屋番号等、登記名義人構成履歴番号、検索用氏名カナ、検索用氏名漢字、納稅義務者個人番号、納稅義務者所有者区分、納稅義務者共有区分、納稅義務者構成番号、納稅義務者部屋番号等、納稅義務者構成履歴番号、家屋番号、建物番号、建築年月日、計算上の西暦建築年度、滅失年月日、登記用途1、登記用途2、登記用途3、構造登記コード、屋根登記コード、階層地上登記コード、登記1F床面積、登記1F以外床面積、登記床面積、登記年月日、登記事由、登記原因年月日、原因事由コード、符号、所在地番21、所在地番22、所在地番23、所在地番25、所在地番26、所在地番27、所在地番28、所在地番2表記コード、所在地番2地番名漢字、所在地番31、所在地番32、所在地番33、所在地番35、所在地番36、所在地番37、所在地番38、所在地番3表記コード、所在地番3地番名漢字、区分所有按分率分子、区分所有按分率分母、登記入力状況、登記書データ発行番号、登記書データ整理番号、登記書データ受付年月日、登記書データ受付番号、閉鎖年月日、遡及閉鎖年月日、遡及閉鎖フラグ、備考、予備1、予備2、予備3、予備4、予備A、予備B、予備C、予備D、予備E、予備F、調査番号棟番、調査番号構番、調査番号部屋番、表示用同棟家屋物件番号、跨り地番有無フラグ、担当者ID、担当者氏名

#### 家屋一棟

自治体コード、対象年度、家屋物件番号、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、sortkey、同棟家屋物件番号、旧整理番号、棟数カウントflag、種別現況コード、現況用途A、構造現況コード、屋根現況コード、階層地上現況コード、階層地下現況コード、都市計画区分、市街化区分、非課税区分、現況1F床面積、現況1F以外床面積、現況床面積、併用住宅床面積、従用途現況コード、従部分床面積、経年減点補正率、需給事情補正率、積雪補正率、寒冷補正率、損耗補正率、損耗補正適用年度、その他1家屋補正率、その他1補正区分、その他2家屋補正率、その他2補正区分、単位当再建築費、再建築費、建築年当初の再建築費、前回の単位当再建築費、前回の再建築費、一点単価、評価額、前回の評価額、今回の評価額、固定課標、都計課標、軽減コード、軽減開始年度、軽減終了年度、軽減対象床面積、軽固定減対象課標、都計軽減対象課標、軽減する固定税額、軽減する都計税額、軽減コード2、軽減2開始年度、軽減2終了年度、軽減2対象床面積、固定2軽減対象課標、都計2軽減対象課標、軽減する固定2税額、軽減する都計2税額、減免コード、減免開始年度、減免終了年度、減免対象床面積、固定減免分子、固定減免分母、都市減免分子、都市減免分母、減免期割分子、減免期割分母、固定減免課標、都市減免課標、固定減免税額、都市減免税額、固定相当税額、都市相当税額、増改築区分、新增築年月日、共同住宅区分、世帯数、物件異動事由、物件異動年月日、所有者異動事由、所有者異動年月日、再計算フラグ、新築分課標額軽減減課標、固定課標額軽減減課標、都計課標額軽減減課標、新築分税額軽減減税額、固定税額軽減減税額、都計税額軽減減税額、異動区分バターンコード、画地番号、一般共有通番、地番跨り筆数、調査年月日、比準、工法区分、決定分単位当評価額、入居世帯数、軽減戸数、軽減戸数2、主たる種類の登記用途コード、主たる種類の情報面積、主たる種類の情報評価額、主たる種類以外の登記用途コード1、主たる種類以外の情報1面積、主たる種類以外の情報1評価額、主たる種類以外の登記用途コード2、主たる種類以外の情報2面積、主たる種類以外の情報2評価額、第16条該当個数A面積、第16条該当個数B価格、第16条該当個数C割合、貸家フラグ、高床式居住区分、強制建築年度、強制建築年適用年度、強制床面積、従前所在地番1、従前所在地番2、従前所在地番3、従前所在地番5、従前所在地番6、従前所在地番7、従前所在地番8、従前所在地番表記コード、従前地番名漢字、固定税額軽減減対象課標、都市税額軽減減対象課標、固定適用税率、都市適用税率、共同住宅名称、建築年当初の単位当再建費、一般共有番号、登記履歴番号、非課税事由コード、証明書用備考、災害区分1、災害区分2、災害区分3、影響区分1、影響区分2、影響区分3、災害情報覚え、備考、予備1、予備2、予備3、予備4、予備A、予備B、予備C、予備D、予備E、予備F、移行用所在地番1、移行用所在地番2、移行用所在地番3、移行用所在地番5、移行用所在地番6、移行用所在地番7、移行用所在地番8、移行用所在地番表記コード、調査番号棟番、調査番号構番、調査番号部屋番、表示用同棟家屋物件番号、更正期、遡年度、担当者ID、担当者氏名

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(4)固定資産税(償却資産)課税ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	番号法により個人番号が付番される時点に川口市内に償却資産を所有している個人及び、それ以降に川口市内で償却資産を取得した個人。	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号：納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>・その他識別情報：納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報：納税義務者を正確に特定するため。</li> <li>・連絡先：本人への連絡などに使用するため。</li> <li>・その他住民票関係情報：課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。</li> <li>・地方税関係情報：固定資産税の公平かつ適正な課税を行うため。</li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	固定資産税課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (市民課・生活福祉1課・2課) [ ]行政機関・独立行政法人等 ( ) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [ ]民間事業者 ( ) [ ]その他 ( )
②入手方法		[○]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [○]庁内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [○]その他 (eLTAX) ( )
③使用目的 <b>※</b>		個人情報を効率的に検索、管理し、固定資産税の公平・公正な賦課業務を行うため。
④使用の主体	使用部署	固定資産税課
	使用者数	[ ]10人以上50人未満 [ ]<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		入手した個人番号と固定資産税課税情報(償却資産)を紐付けて、納税義務者の住所移転情報を適正に把握すると共に、減免申請時には必要に応じて生活保護情報を照会する。
情報の突合		申請、または調査により取得した個人番号と紐付いた宛名番号を固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイルの個人情報と突合し、対象者を正確に把握する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b>	税情報管理システム保守業務	
①委託内容	市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ] ( 2 ) 件
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	保守及びリース物件の搬入・現地調整等の委託。
<b>委託事項2</b>	税総合システム共通保守業務委託	
①委託内容	税総合システムの運用支援業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ] ( 2 ) 件
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成支援及び処理前の事前検証等の作業支援。

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件	[ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件
	[ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;川口市における措置&gt; 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li><li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li></ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
--------	--

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (4) 固定資産税(償却資産)課税台帳ファイル

#### 償却課税

自治体コード、対象年度、義務者個人番号、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、構築物前年前取得価格、構築物前年中減少取得価格、構築物前年中取得価格、構築物合計取得価格、構築物帳簿価格、構築物評価額、構築物決定価格、構築物課標、構築物控除前課標、構築物償却特例コード1、構築物特例1控除額、構築物特例1課標、構築物減免コード1、構築物減免1控除額、構築物減免1課標、構築物償却特例コード2、構築物特例2控除額、構築物特例2課標、構築物減免コード2、構築物減免2控除額、構築物減免2課標、機械前年前取得価格、機械前年中減少取得価格、機械合計取得価格、機械帳簿価格、機械評価額、機械決定価格、機械課標、機械控除前課標、機械償却特例コード1、機械特例1控除額、機械特例1課標、機械減免コード1、機械減免1控除額、機械減免1課標、機械償却特例コード2、機械特例2控除額、機械特例2課標、機械減免コード2、機械減免2控除額、機械減免2課標、船舶前年前取得価格、船舶前年中減少取得価格、船舶前年中取得価格、船舶合計取得価格、船舶帳簿価格、船舶評価額、船舶決定価格、船舶控除前課標、船舶償却特例コード1、船舶特例1控除額、船舶特例1課標、船舶減免コード1、船舶減免1控除額、船舶償却特例コード2、船舶特例2控除額、船舶特例2課標、船舶減免コード2、船舶減免2控除額、船舶減免2課標、航空機前年前取得価格、航空機前年中減少取得価格、航空機合計取得価格、航空機帳簿価格、航空機評価額、航空機決定価格、航空機課標、航空機控除前課標、航空機償却特例コード1、航空機特例1控除額、航空機特例1課標、航空機減免コード1、航空機減免1控除額、航空機減免1課標、航空機償却特例コード2、航空機特例2控除額、航空機特例2課標、航空機減免コード2、航空機減免2控除額、航空機減免2課標、車両前年前取得価格、車両前年中減少取得価格、車両前年中取得価格、車両合計取得価格、車両帳簿価格、車両評価額、車両決定価格、車両課標、車両控除前課標、車両償却特例コード1、車両特例1控除額、車両特例1課標、車両減免コード1、車両減免1控除額、車両減免1課標、車両償却特例コード2、車両特例2控除額、車両特例2課標、車両減免コード2、車両減免2控除額、車両減免2課標、工具前年前取得価格、工具前年中減少取得価格、工具前年中取得価格、工具合計取得価格、工具帳簿価格、工具評価額、工具決定価格、工具課税標準額、工具控除前課標、工具償却特例コード1、工具特例1控除額、工具特例1課標、工具減免コード1、工具減免1控除額、工具減免1課標、工具償却特例コード2、工具特例2控除額、工具特例2課標、工具減免コード2、工具減免2控除額、工具減免2課標、合計前年前取得価格、合計前年中減少取得価格、合計前年中取得価格、合計取得価格、合計帳簿価格、合計評価額、合計決定価格、合計課標、合計特例控除額、合計特例課標、合計控除前課標、合計減免控除額、合計減免課標、按分分子、按分分母、減免フラグ、減免分子、減免分母、非課税フラグ、決定区分、申告区分コード、異動区分パーソンコード、申告書優先フラグ、配分区分、資産所在地住所、備考、更正期、遡年度、担当者ID、担当者氏名

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイル (2)土地課税台帳ファイル (3)家屋課税台帳ファイル (4)固定資産税(償却資産)課税ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	紙による入手においては、真に必要とする届出書等にのみ個人番号記載欄を設け、必要以上の情報の入手が行われないようにする。 固定資産税システムには個人番号は登録しないので、システムによる入手は通常は行わず、減免申請時の生活保護受給状況や通知書不達時の住所確認等、真に必要とする場合のみ照会することとする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報が記載された書類は、特に厳重に管理し、不要となった場合は機密文書として処分する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	固定資産税ファイルが作成されていないものは、個人番号との紐付けはシステム上できないようにする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	ICカード、ユーザーID、パスワードを個々の職員に配布、設定し、業務担当者によってシステムの利用機能の権限を制限する。
その他の措置の内容	ICカードとパスワードを個々に配布しシステムの利用の認証を行うと共に、閲覧データなどのログ管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

固定資産税システムの画面上には個人番号の表示は行わない。

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託**

[ ] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの秘密保持に関する事項</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項</li> <li>・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時に再委託先についても秘密保持契約を締結している。</li> <li>・情報セキュリティポリシーの遵守を条件としている。</li> </ul>
他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）における他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(This section is empty in the provided image.)

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行ってない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。

## 8. 監査

実施の有無

[  ] 自己点検

[  ] 内部監査

[  ] 外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

具体的な方法

<川口市における措置>

- ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。
- ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

## 10. その他のリスク対策

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載（令和5年4月1日～）。
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月5日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	—	【別表第2における情報照会】(追加) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－[(1)固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイル]－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2－⑥委託先名	株式会社日立製作所 北関東支店	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	事後	委託先における事業移管に伴う社名変更によるもの、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－[(2)土地課税台帳ファイル]－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2－⑥委託先名	株式会社日立製作所 北関東支店	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	事後	委託先における事業移管に伴う社名変更によるもの、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－[(3)家屋課税台帳ファイル]－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2－⑥委託先名	株式会社日立製作所 北関東支店	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	事後	委託先における事業移管に伴う社名変更によるもの、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要－[(4)固定資産税(償却資産)課税ファイル]－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2－⑥委託先名	株式会社日立製作所 北関東支店	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	事後	委託先における事業移管に伴う社名変更によるもの、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	IIIリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。

平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</li> <li>・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞄の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。</li> <li>・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。</li> </ul>	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	—	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul>	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 関連情報－6.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	固定資産税課長 田村 高浩	固定資産税課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</li> <li>・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞄の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。</li> <li>・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。</li> </ul>	<p>【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞄の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。</li> <li>・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル</li> </ul> <p>【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。</li> <li>・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)</li> </ul>	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul>	<p>【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul> <p>【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。</li> <li>・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。</li> <li>・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。</li> <li>・保管場所を定め施錠管理を行う。</li> </ul>	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

令和2年10月22日	I 基本情報－2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	中間サーバ 団体内統合宛名システム	削除 ※以降、システム番号を繰り上げる。	事後	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
令和2年10月22日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	実施する	実施しない ※②法令上の根拠を削除	事後	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
令和2年10月22日	IIIリスク対策－6情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[ ○ ]接続しない(入手) ※リスク1を削除	事後	現行の運用に合わせた変更。 (PIAの再実施による見直し)
令和2年10月22日	IIIリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	IIIリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	IV開示請求、問合せ－特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22日	V評価実施一手続き①実施日	平成27年5月26日	令和2年10月22日	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年3月2日	IIIリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため、削除するもの。

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手の力士名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)	－	事後	事故発生から3年経過したため、削除するもの。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	－	事後	事故発生から3年経過したため、削除するもの。
令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せ－1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せ－1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－③法令による特別の手続き	－	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和7年12月26日	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム2-①システムの名称	共通基盤システム(府内用連携システム)	共通基盤システム(府内連携システム)	事後	システム名称の統一による変更

令和7年12月26日	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2- ③他のシステムとの接続	[ ] 税務システム	[○] 税務システム	事後	事務の実態に合わせた修正
令和7年12月26日	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3- ①システムの名称	税宛名管理システム	住登外管理システム	事後	システム名称の統一による変更
令和7年12月26日	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5-②システムの機能	—	10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能	事後	事務の実態に合わせた変更
令和7年12月26日	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5-③他のシステムとの接続	[ ] その他	[○] その他(証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)	事後	事務の実態に合わせた変更
令和7年12月26日	I 基本情報－4.個人番号の利用-法令上の根拠	別表第1の16項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの  ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第24項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの  ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正による文言の修正であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要－(1)固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイル-3. 特定個人情報の入手・使用-②入手方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 情報提供ネットワークシステム	事後	事務の実態に合わせた修正であり、重要な変更には該当しない

令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要-(1)固定資産税都市計画税(土地・家屋)課税ファイル-6. 特定個人情報の保管・消去-保管場所	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	固定資産税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要-(2)土地課税台帳ファイル-3. 特定個人情報の入手・使用-②入手方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 情報提供ネットワークシステム	事後	事務の実態に合わせた修正であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要-(2)土地課税台帳ファイル-6. 特定個人情報の保管・消去-保管場所	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	固定資産税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要－(3)家屋課税台帳ファイル－3. 特定個人情報の入手・使用－②入手方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 情報提供ネットワークシステム	事後	事務の実態に合わせた修正であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要－(3)家屋課税台帳ファイル－6. 特定個人情報の保管・消去－保管場所	(略)	<p>(略)          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	固定資産税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要－(4)固定資産税(償却資産)課税ファイル－3. 特定個人情報の入手・使用－②入手方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 情報提供ネットワークシステム	事後	事務の実態に合わせた修正であり、重要な変更には該当しない

令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要-(4)固定資産税(償却資産)課税ファイル-7. 特定個人情報の保管・消去-保管場所	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	固定資産税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年12月26日	III リスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	固定資産税システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年12月26日	V 評価実施手続-1. 基礎項目評価-①実施日	令和2年10月22日	令和7年9月5日	事後	基礎項目評価実施日の変更